

警察安全相談等の取扱いに関する訓令の運用について

令和 8 年 2 月 6 日  
大通達甲（広報）第 1 号ほか  
警務部長等から本部各課・  
所・隊長、警察学校長、各  
警察署長宛て

（概 要）

この通達は、警察安全相談等の取扱いに関する訓令（平成13年大分県警察本部訓令甲第11号）の運用に関し、必要な事項を定めたものである。